臺灣新民報 夕刊
十一月二十六日
夕刊定価一部二銭
編輯兼發行人 佐々木 喬
印刷所 臺北市榮町四丁目参番地
發行所 臺灣日日新報社
臺北支局 臺北市榮町（電話五七五番）
臺中支局 臺中市榮町（電話三〇七番）
臺南支局 臺南市錦町（電話長武〇番）
花蓮港支局 花蓮港街入船町
大阪支局 大阪市西區新町通四丁目（アパートカルフィング内）
東京支局 東京市芝區櫻田本郷町（電話新橋五一五番）
（第二種）（京城配達）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十一年十一月二十七日 第一万三千百七十三號 A（一）

臺灣新民報 夕刊

十一月二十六日

日獨防共協定を締結して

〝極東に及ぼす脅威を白制せよ〟

ソ聯政府とコミンテルンに率直に云へば此一言

【東京二十六日發】世界赤化の野望を露骨に表現したコミンテルンの一大轉換に就てはソ聯政府は關係なしとの建前より列國の抗議に應酬してゐたから日獨協定には正面から非難を加へ得ない立場にも拘らず、協定を嘆き付ける如き反ソ政策なりと思惟し、日、ソ漁業條約の調印を遷延し、國境委員會の設置交渉もぶち壊さんとの氣勢を示してゐる際が、右に對し帝國政府はソ聯の非友誼的態度には厳平抗爭しその對日認識を是正しその實態を促さんとの毅然たる方針の下に對ソ關係の調整に對處せんとしてゐる帝國政府の對ソ政策は防共協定の有無に拘らず日、ソ國交に變化ないが、端的に言へばソ聯政府がコミンテルンは極東に及ぼす脅威を白制せよと言ふに盡き、ソ聯は徒らに日本に日本を刺戟する如き極東の大軍を撤退せしめ、滿洲國の治安擾亂を中止すべきで、この際對日認識に再檢討を加へ更めて日ソ提携に出づべきである、我方は公正安當と認むべき方針に向つて進むべきをたゞのみであるから誠意的に本協定に關しソ聯政府に説明はしたいが、ソ聯の態度あれば重光大使をしてこれに當らせるも可なりとの方針の裏である

誤解一掃の爲め訓電を發す

在外使臣に宛てて

【東京二十六日發】日獨防共協定に關する我國民政府は一面に於て根本問題解決には急ぐ用なしとし、他方日獨協定の實施上の諸問題に關しては在外各使臣に訓電を發し協定内容を通達すると同時に國際協調の基礎たるコミンテルンの赤化工作に對抗することをきのふ樞府で

滿場一致可決

閣議決定は去る十日

【東京二十六日發】二十五日發表された日獨防共協定に對する我側の態度は相當注目されてゐるが大體中立的態度に出るだらうとの觀測が有力である、即ち日獨協定に反對してソ、ソ不可侵條約に基く日ソ間の現在以上の接近に入ることは日獨の對ソ態度を照化させる何ものをも利益しない旨を知る將介石としては比較的穩健的に出ることを慎むだらうから支那の態度も多少微温的傾向の態度に出るだらうとの觀測が有力である、尚ほ日獨協定に對しては英國は行はれるとしても大體靜觀の態度で見送るものと思はれる、唯だ日獨防共協定の今後に就ては完全實現せねばならぬとされてゐる、從つて帝國政府は得てゐる以上其の趣旨に反對はいが、ソ聯の容喙もあり、且つ國内の抗日抗ソ戰線の裏面に押されて國同盟、同協定に於ける防共問題の取扱ひ振りに異ふべき態度をも為し得ざる立場にあり、極めて慎重の態度で臨むこと

◇

【上海廿五日發同盟特派員電】日獨防共協定の發表に關し支那は非常に大

防共協定に調印した武者小路・リ兩大使

國府に大衝動

對英依存強化は必至

日支交渉更に延引か

【上海廿五日發同盟】日獨防共協定の發表に關し支那は非常に大きなセンセーションを起してゐるが、右協定が特定の一國を目的とせず且つ最も關係してゐた蘇連邦が含まれてゐない點に鑑み、極めて安心の態である、從つて國民政府としても從來の三原則を堅持し、從つて防共の主旨に對しては

禍根の芟除を期し 社會事業大會開く

開會劈頭 功勞者を表彰

現下非常時局に際し擧國一致の實務益々重大なる使命と此際一層擧國一致の絶大なる支援と相俟つて社會的禍根の芟除に努め、國民の福利增進に邁進以て國運の進展に資獻せんが爲

【新竹特電】第九回臺灣社會事業大會は二十六日午前九時より新竹市内某會場に於て開催された、總會に先だち島田文部局長を始め關谷社會課長、坂本島内各社會事業關係者二百六十餘名は、午前八時新竹知事官舎前に參集、中川知事、島田文部局長、栗須總督府社會課長、市尹、關關事長等の歡迎裡に先づ新竹市内多數社會事業施設を視察し、次で國民精神總動員新竹市聯盟主催の講演會に臨み、島田總督府社會課長の「國民精神總動員と社會事業」と題する講演あり、次で新竹市尹多數社會事業施設を視察し、

御殿女中 (113)

(其十四)

邦枝完二作
神保朋世画

殿中(七)

「それ、旦那様。——」

「これ、騒いでもよいぞ。」

「お起しくださいまし。」

「起こしぬもない。そなたは主人のいひつけに反かうとやるか。」

「でもこのやうな。……」

「そなたの顔を撲つのぢや。今もいい通り、ここには誰も居りはせぬ。早く、早く、くだされ。」

「旦那様。……」

「解やせ。」

「解きやるぞ。」

帯は長々と背後の上段に解かれたが、次ぎと捲き去はせた万の機元は、そのまま頭へ被されて、胴は容易に見らべくもなかつた。

「万」

つた風呂に浸れば、見るになろうと思うても、おのづから肌は見えるのぢや。お湯殿と部屋との差ひだけのこと。とやかういはずと、速く着物を脱いで、そこへすツくと立つて見せや。」

「旦那様。」

お万の声は勿体に顫へて、両肩の線はいつか苦悶に変つてゐた。

「主人の命ぢや。脱ぎや。」

「旦那様……。」

「アア酷情な。脱きやといつたら脱きやらぬか。」

なかば狼狽と絶望に駆られた彼女は、今は不慣な情緒を感きたのまろう。恰も猫の手にも足掻にするやうに、お万の着物へ手を掛け

「ア」

「脱きや。……」

今は観念の眼を閉ぢて、お万は死人のやうに顫慄れた。

「ほほほ。馬鹿な女ぢや。なぜ初めからいふことを聞かぬのぢや。」

「ハ——」

「おお、何といふ美しい眼ぢや。——万、そなたは仕合せ者ぢやぞ。」

「旦那様。——」

「少しも恥ぢることはない。わらは、太殿様を慕して慰さむる。この御年丸ノ女中は、千人を数へることと、出来ようが、おそらくこたくらひ美しい肌を持つた殿は、ただの一人も他ほかにあらうまい——おお、まア何んといふ美しさぢや。」

眼を据ゑてゐると息詰つた彼女の顔へ、次第に紅潮が差へ顔へを帯びてゐた。

雑誌紹介

▲多摩(十一月號)　関ケ原かるかやのごときを我が云ひて変つ線(つまり女)の夕暮のいろ、ヨト猫秋くさむらの照りにかゞり影のそよぎのうれしからし、雪三十一首の白秋氏の歌、毎月のこの努力は驚くべきである岡氏の「硝子の文鎮」(注三銭の文、銭貨には何かと云ひたくなる)のおもり共鳴するところ深い、他に山、音をあきながら(新緑芝や岡人のすくれた歌を満載してゐる(定価五十銭東京市神田区錦輝館内)

▲婦人公論(十一月號)　如何に世間を教育すべきか(高橋誠一郎)婦人参政評釈(石橋湛山)婦人問題の新傾向、農山漁村の婦人問題(石田郁夫)婦人参政の現実、保護施設の現状、改善の急務(小川未明)その他座談会等の婦人問題、婦人職業戦線の展望

帝國政府爲所當爲
蘇俄威脅極東好自制
非友誼的態度斷然抗爭

東京二十六日電。第三國對俄政策一不警防共協定。有積極化世界。今迄今有無。仍不改日俄親善。各國大驚。蘇俄政府。稱力針。唯蘇俄政府。及第二國際。威脅極東。必要自制。一旦並之。蘇俄誠懇。退刺日本之極東大軍。中止共產亂。滿洲國之治安。此際對日認識。更必被討。更與日方提携。我方針。則以內地糧米豐收價賤。關東方面又不歡迎。南部糧。待關東方面之來買。所望。在內地固有餘多買。旬前會指價浮。水十一圓欲買。近因米價漸騰。如去二十五夜。內地已按價浮水十一圓五十五錢欲買。故買派稍感慌。十二月十日限曾起至十一圓三四錢。十二月十五日限至十一圓。大宗買派陷於苦戰。復組織一團。按。再賣出五百車。翌期場外又低落十數丁。十日限十圓九十錢。十五日限十圓八十七八錢。眼前在關門內外激戰。圓糧戰之熱度已臻極點。全特腕力強弱無親期。米及天候。原來買派多是烏合之衆。多無受米慾尚。賣派則係地場有力階級。自十圓三四十錢則漸賣出。二十五日現在正市買賣額。十一月三十日限四十一車。十二月五日限百五十車。十二月十日限七百十六車。十二月十五日限二百三十四車。十二月二十日限十四車。十日限及十五日限已達千車餘。含暗吞之分。當不下二千餘車。買派固須轉賣。然產地既惜賣。賣派相當苦於集米。十日限僅存十三四日。此後內地採買如何。產地天候如何。強氣之見解。謂內地若追隨米買前買問舉求政府側退席。協議結果。如原案承認。二十五日。又付諸官中定例本會略。滿場一致。可決原案云。

取引所稅改正內容
稅率株式高商品低
優遇國債地方債交易

東京二十六日電。關所稅增稅程度。種類既不一。大體有價證券之時。一。大體有價證券之時。短期取引。北之長期取引。更多增稅。稅率加算方法。株式高。商品低。國債。地方債取引。設定優遇。即照此三方針。實行改正取引所證券稅。正於起現行率一割。實買手數料。收入金額百分之十六零五取引所取引稅。第一種地方債。社債券取引稅率。不為變更。第二種有價證券。甲（種類取引）現在一律一萬分一零三五。只一米穀之健康。相談賣。及何育宣傳普及發達兩件。再加研究。萬國競技大會對策。養成選手。招聘指導者。練習方法等。並聖火之通過。臺灣實現等。再任委員。徹底的研究。後日由常務理事。臺信不動委員。又寄附行爲變更之件。亦附託委員研究之。右議至七時許閉會。

全島社會事業主事會議
開于新竹州廳

全島社會事業大會。訂二十六、七兩日。開于新竹市。而於大會前日。即去二十五日午後一時起。在新竹州食堂。先開全島社會事業主事會議。有總督府廣谷社會課長。暨全島各州社會事業主事。並拔委員會。去二十四日午前十時。開于督府。島田常務理事。廣谷總務部長外幹事全部出席。附議來年度事業之件。對新設之部。暫時作罷。極力對既設部之充實而事業增加。一、嘉義支部主催。全島庭球選手權大會。變更爲本部主開。二、硬式庭球之支部對抗。臺灣體育協會幹事磋商會。去二十五日午後四時。開于督府。島田常務理事。廣谷總務部長外幹事全部出席。附議來年度事業之件。對新設之部。暫時作罷。極力對既設部之充實而事業增加。一、嘉義支部主催。全島庭球選手權大會。變更爲本部主開。二、硬式庭球之支部對抗。臺灣體育協會幹事磋商會。去二十五日午後四時。開于督府。島田常務理事。廣谷總務部長外幹事全部出席。附議來年度事業之件。對新設之部。暫時作罷。極力對既設部之充實而事業增加。一、嘉義支部主催。全島庭球選手權大會。變更爲本部主開。二、硬式庭球之支部對抗。臺灣體育協會幹事磋商會。去二十五日午後四時。開于督府。島田常務理事。廣谷總務部長外幹事全部出席。附議來年度事業之件。對新設之部。暫時作罷。極力對既設部之充實而事業增加。一、嘉義支部主催。全島庭球選手權大會。變更爲本部主開。二、硬式庭球之支部對抗。

臺灣兩鳳梨會社
決定合併以圖統制
來月二日開臨時總會

臺灣合同鳳梨株式會社。與臺灣鳳梨拓殖株式會社。兩社合併問題。經由兩社重役間。屢次交涉。大略決定。訂來十二月三日。兩社各在東京。開臨時總會。決定。

出米少數產地惜賣
圓糯十一圓臺
十日限當有大波瀾

二期圓糯米。初料移出餘糯米極度遲出。受檢米少數。或謂粟已曝乾。如何出米還還。揆厥原由。乃係米質不良。三等米僅有一二成。其餘皆係四等米。如中部檢查成績。三等及四等外各占一成。四等五等各四成。千騎間。糯粟乃產地獨多。一旦調製受檢則平均在三等七八。因內地所買係三等米。不許四等爲代用。移出商對四等米。極度壓價。須退價五六十錢。方肯買入。故如土驅間。已大損失。故不積極的調製。目下基隆在庫米僅有一萬四千俵袋。少於常年十數萬袋。內地買約不過二十萬袋。良田產地壓於兩年來圓糯之米。收入金額百分之十六零五取引所取引稅。第一種地方債。社債券取引稅率。不為變更。第二種有價證券。甲（種類取引）現在一律一萬分一零三五。只一米穀之健康。相談賣。及何育宣傳普及發達兩件。再加研究。萬國競技大會對策。養成選手。招聘指導者。練習方法等。並聖火之通過。臺灣實現等。再任委員。徹底的研究。後日由常務理事。臺信不動委員。又寄附行爲變更之件。亦附託委員研究之。右議至七時許閉會。

全國書道展
李讖生氏特選

聖羽書道會。主催第一回全國書道展覽會。集全國四千餘點。由審查員鑑別結果。獲入選者三百餘點。去十一月一日起三日間在大阪甲子園野球場東阪神鳴尾會館開催。新竹州勤業課長李讖生氏。平常時所作行書一點。獲受賞特選之榮譽。閉此次臺灣受賞者僅李氏一人云。

南投米穀統制組合
開創立委員會

南投郡米穀統制組合創立委員會。去二十四日午前十時。開於南投公會堂。有委員林鶚。洪火煉。李峰。竹等氏。及諸來賓出席。刻到。玉扈郡守。就議長席。林資氏開會叙辭。隨時附議各事項。議決事項如左。

一、南投郡米穀統制組合之定款。

二、南投郡米穀統制組合創立費。

三、南投郡米穀統制組合收支概算及經費分賦方法。

前記各項議決後。於午後一時許。由李峰。竹氏紋禮閉會云。

全島社會事業主事會議
開于新竹州廳

全島社會事業大會。訂二十六、七兩日。開于新竹市。而於大會前日。即去二十五日午後一時起。在新竹州食堂。先開全島社會事業主事會議。有總督府廣谷社會課長。暨全島各州社會事業主事。並拔委員會。去二十四日午前十時。開於南投公會堂。有委員林鶚。洪火煉。李峰。竹等氏。及諸來賓出席。刻到。玉扈郡守。就議長席。林資氏開會叙辭。隨時附議各事項。議決事項如左。

一、南投郡米穀統制組合之定款。

二、南投郡米穀統制組合創立費。

三、南投郡米穀統制組合收支概算及經費分賦方法。

前記各項議決後。於午後一時許。由李峰。竹氏紋禮閉會云。

南投米穀統制組合
開創立委員會

南投郡米穀統制組合創立委員會。去二十四日午前十時。開於南投公會堂。有委員林鶚。洪火煉。李峰。竹等氏。及諸來賓出席。刻到。玉扈郡守。就議長席。林資氏開會叙辭。隨時附議各事項。議決事項如左。

一、南投郡米穀統制組合之定款。

二、南投郡米穀統制組合創立費。

三、南投郡米穀統制組合收支概算及經費分賦方法。

前記各項議決後。於午後一時許。由李峰。竹氏紋禮閉會云。

全國書道展
李讖生氏特選

聖羽書道會。主催第一回全國書道展覽會。集全國四千餘點。由審查員鑑別結果。獲入選者三百餘點。去十一月一日起三日間在大阪甲子園野球場東阪神鳴尾會館開催。新竹州勤業課長李讖生氏。平常時所作行書一點。獲受賞特選之榮譽。閉此次臺灣受

日德防共協定
樞府一致可決

東京二十六日電。二十五日。樞密院本會議。審查委員會。去十日開議決定。真奏請裁可。樞密院。平沼議長。因案之重要。十一月宮中定例參賀後。正午在事務所。特招荒井副議長。協議決案審查。委員長。結果決定任命荒井副議長。金子堅太郎伯。石井菊次郎子。林權助男。河合操。原嘉道。元田肇。石塚英藏九氏。委員。十二日午後一時。決原案云。

臺灣體育會
幹事磋商
決定諸議案

臺灣體育協會幹事磋商會。去二十五日午後四時。開于督府。島田常務理事。廣谷總務部長外幹事全部出席。附議來年度事業之件。對新設之部。暫時作罷。極力對既設部之充實而事業增加。一、嘉義支部主催。全島庭球選手權大會。變更爲本部主開。二、硬式庭球之支部對抗。

臺灣兩鳳梨會社
決定合併以圖統制
來月二日開臨時總會

臺灣合同鳳梨株式會社。與臺灣鳳梨拓殖株式會社。兩社合併問題。經由兩社重役間。屢次交涉。大略決定。訂來十二月三日。兩社各在東京。開臨時總

總督一行
巡視彰化

小林總督。泊交通局總長山縣內務局長一行。二十五日午後零時三十二分發竹南驛南下。在車中晝食。在大山腳停車。對濱迎公學校兒童有溫語。一同感激。由是到車離新竹。入臺中州。在州境新竹州苑裡。有松岡臺中州知事。中平警務部長。松岡。坂本。等諸氏出迎。對總督叙總。次在臺中州大甲驛。塗行赤堀新竹州知事。樂蒲同警務部長下車。一行乘到車。于午後三時五分抵彰化驛。驛頭及驛前。至市役所。市內官民幹學校兒童。堵列出迎。小林總督。一旦入市尹公室。

小林總督南巡動靜
對秋津移民訓示
記念植樹後蒞臺中市

小林總督。去二十五日夕刻。于臺中州北斗郡移民村秋津村視察之際。在同村小學校。對村民代表者等。如慈父應慰。訓示如左。一同大感激。

諸君自移民以來。忍耐困難。克事成績。殊爲滿足。總督府之與此村。由內地呼到諸君。固有重大意義。幸勿忘却。在府州當局。今後亦應援助。請君須奮加努力開發。而時常注意衛生。繼續過去之努力。由是總督臺國小學校西方小祠之秋津神社參拜後。植樹紀念。然後赴臺中。又詣神社。于二十四日。由同村民之手急造。于總督到著之數時間前。由臺中奉迎御鑒。

書房義塾
主任會議

臺北市內書房義塾主任會議。訂來三十日午後二時。開于培德書房。協議保育園設立。其他事務上事宜種々磋商云。

小林總督南巡動靜
對秋津移民訓示
記念植樹後蒞臺中市

小林總督。去二十五日夕刻。于臺中州北斗郡移民村秋津村視察之際。在同村小學校。對村民代表者等。如慈父應慰。訓示如左。一同大感激。

諸君自移民以來。忍耐困難。克事成績。殊爲滿足。總督府之與此村。由內地呼到諸君。固有重大意義。幸勿忘却。在府州當局。今後亦應援助。請君須奮加努力開發。而時常注意衛生。繼續過去之努力。由是總督臺國小學校西方小祠之秋津神社參拜後。植樹紀念。然後赴臺中。又詣神社。于二十四日。由同村民之手急造。于總督到著之數時間前。由臺中奉迎御鑒。

全島社會事業
主事會議
開于新竹州廳

全島社會事業大會。訂二十六、七兩日。開于新竹市。而於大會前日。即去二十五日午後一時起。在新竹州食堂。先開全島社會事業主事會議。有總督府廣谷社會課長。暨全島各州社會事業主事。並拔委員會。去二十四日午前十時。開於南投公會堂。有委員林鶚。洪火煉。李峰。竹等氏。及諸來賓出席。刻到。玉扈郡守。就議長席。林資氏開會叙辭。隨時附議各事項。議決事項如左。

一、南投郡米穀統制組合之定款。

二、南投郡米穀統制組合創立費。

三、南投郡米穀統制組合收支概算及經費分賦方法。

前記各項議決後。於午後一時許。由李峰。竹氏紋禮閉會云。

南投農事組合
各學發會式

南投街吳紀東氏。外五名爲創立代表者。籌設農事實行組合。訂本二十七日午後七時。在共榮座。招集脚自宅。二十八日午後七時。在包尾廖心高氏宅。二十

臺中州議戰
違反告發

臺中地方法院檢察局志能檢察官。去二十五日午後一時。召喚市內村上町三丁目三寶間。善兵衛氏。內容雖極秘密。據聞爲此次之州會議員選舉時。關某候補者之辭退。而某々氏等。有選舉違反行爲。由寶間氏摘發。數日前告發內容人五名爲選舉違反。其時適選舉中。因俟選舉後。乃開始活動云。

鹿港
改正座談

鹿港街當局。於二十四日午前九時。半後一時。開七時起。前後三回。在街會議室。開改正關係者懇談會。由山口街長與郭助役。詳細說明。互交換意見。以期工事及早完成。

選舉豫聞

鹿港街。本來當街街長選舉。際。分派選舉。方起動爭。以舉生為一方之後援團。來一月間。信徒都合期。一般。各候補者。目下。

日俄兵衝突
俄方計畫
內海知事赴琉球巡

水產課長。劉督。

帝國之意必求
參加防共協定
中華態度中立歟

二十六日電。日德防共協定。第方態度。邦。體與日本的。此其觀測。即。

東比現在。以之後定。依。際情勢的。態度。經。民戰線之。然有俄之。

日德防共協定
訓電在外使

運轉手宿直室
樓上發火

去二十五日下午一時半。臺南市大正町三丁目。臺灣自動車會社。後。樓上之運轉手宿直室。突告火警。塙署長。平田司法。川島行政。並警署員。消防組員。驅即同自動車至現場。樓上部分。發火原因。現在調查中。是日事在日葛故往觀者非常混雜云。

無水酒精
竹篙厝工場
來五日落成式

臺南竹篙厝督府專賣試驗所。今回以甘蔗及產關係整理。而以內地糧米豐收價賤。則以內地糧米豐收價賤。關東方面又不歡迎。南部糧。待關東方面之來買。所望者惟關西而已。在內地固期待臺灣產地盛出期。必有賣米壓迫。欲待其低落乃收多買。旬前會指價浮。水十一圓欲買。近因米價漸騰。如去二十五夜。內地已按價浮水十一圓五十五錢欲買。故買派稍感慌。十二月十日限曾起至十一圓三四錢。十二月十五日限至十一圓。大宗買派陷於苦戰。復組織一團。按。再賣出五百車。翌期場外又低落十數丁。十日限十圓九十錢。十五日限十圓八十七八錢。眼前在關門內外激戰。圓糧戰之熱度已臻極點。全特腕力強弱無親期。米及天候。原來買派多是烏合之衆。多無受米慾尚。賣派則係地場有力階級。自十圓三四十錢則漸賣出。二十五日現在正市買賣額。十一月三十日限四十一車。十二月五日限百五十車。十二月十日限七百十六車。十二月十五日限二百三十四車。十二月二十日限十四車。十日限及十五日限已達千車餘。含暗吞之分。當不下二千餘車。買派固須轉賣。然產地既惜賣。賣派相當苦於集米。十日限僅存十三四日。此後內地採買如何。產地天候如何。強氣之見解。謂內地若追隨米買前買問。強氣之前買問舉求政府側退席。協議結果。如原案承認。二十五日。又付諸官中定例本會略。滿場一致。可決原案云。

臺灣體育會
幹事磋商
決定諸議案

臺灣體育協會幹事磋商會。去二十五日午後四時。開于督府。島田常務理事。廣谷總務部長外幹事全部出席。附議來年度事業之件。對新設之部。暫時作罷。極力對既設部之充實而事業增加。一、嘉義支部主催。全島庭球選手權大會。變更爲本部主開。二、硬式庭球之支部對抗。

臺灣兩鳳梨會社
決定合併以圖統制
來月二日開臨時總會

臺灣合同鳳梨株式會社。與臺灣鳳梨拓殖株式會社。兩社合併問題。經由兩社重役間。屢次交涉。大略決定。訂來十二月三日。兩社各在東京。開臨時總會。決定。

總督一行
巡視彰化

小林總督。泊交通局總長山縣內務局長一行。二十五日午後零時三十二分發竹南驛南下。在車中晝食。在大山腳停車。對濱迎公學校兒童有溫語。一同感激。由是到車離新竹。入臺中州。在州境新竹州苑裡。有松岡臺中州知事。中平警務部長。松岡。坂本。等諸氏出迎。對總督叙總。次在臺中州大甲驛。塗行赤堀新竹州知事。樂蒲同警務部長下車。一行乘到車。于午後三時五分抵彰化驛。驛頭及驛前。至市役所。市內官民幹學校兒童。堵列出迎。小林總督。一旦入市尹公室。

臺中州議戰
違反告發

臺中地方法院檢察局志能檢察官。去二十五日午後一時。召喚市內村上町三丁目三寶間。善兵衛氏。內容雖極秘密。據聞爲此次之州會議員選舉時。關某候補者之辭退。而某々氏等。有選舉違反行爲。由寶間氏摘發。數日前告發內容人五名爲選舉違反。其時適選舉中。因俟選舉後。乃開始活動云。

新豐郡米穀
統制組合
來月三日總會

臺南市及新豐郡轄之米穀統制組合。設立所關。前既由川村知事任命。黃則發氏爲委員。黃氏直即著手組織。業經就緒。定來月三朝十時。在新豐仙衙會議室。開創立總會。協議組合定款。創立費用負擔及從却方法承認之件。經費暫時借入事。

鹿港
改正座談

鹿港街當局。於二十四日午前九時。半後一時。開七時起。前後三回。在街會議室。開改正關係者懇談會。由山口街長與郭助役。詳細說明。互交換意見。以期工事及早完成。

選舉豫聞

鹿港街。本來當街街長選舉。際。分派選舉。方起動爭。以舉生為一方之後援團。來一月間。信徒都合期。一般。各候補者。目下。

日俄兵衝突
俄方計畫
內海知事赴琉球巡

水產課長。劉督。

帝國之意必求
參加防共協定
中華態度中立歟

二十六日電。日德防共協定。第方態度。邦。體與日本的。此其觀測。即。

東比現在。以之後定。依。際情勢的。態度。經。民戰線之。然有俄之。

日德防共協定
訓電在外使

運轉手宿直室
樓上發火

去二十五日下午一時半。臺南市大正町三丁目。臺灣自動車會社。後。樓上之運轉手宿直室。突告火警。塙署長。平田司法。川島行政。並警署員。消防組員。驅即同自動車至現場。樓上部分。發火原因。現在調查中。是日事在日葛故往觀者非常混雜云。

意國近亦參加
羅馬外交界所傳

蒙古軍機空中戰
飛機到綏遠

蔗糖
大阪期米前場

商標	限月	前日	最高	最低	今日	增減	賣	買	成交
大阪	十二月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	一月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	二月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	三月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	四月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	五月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	六月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	七月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	八月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	九月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	十月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	十一月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
大阪	十二月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			

米況
正米市況前場

商標	限月	前日	最高	最低	今日	增減	賣	買	成交
臺中	十二月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	一月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	二月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	三月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	四月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	五月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	六月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	七月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	八月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	九月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	十月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	十一月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			
臺中	十二月	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇	不			

商況（廿六日）

種別	銘柄	前日	最高	最低	今日	增減	賣	買	成交
公債	東京興業前場								
株式	東京銀行實株								
株式	紐育株式								
爲替	外國爲替								
爲替	神戶對外爲替								
肥料	シカゴ小麥								
砂糖	玖馬砂糖								
砂糖	倫敦砂糖								
砂糖	紐育砂糖								
銀塊	外國金塊								
絲況									

臺灣日日新報
日本夕刊共十六頁
（原題即題）（明治卅五年九月一日第一種郵便物認可）（金曜日）昭和十一年十一月十三日 日日新報社 臺北市表町二丁目七番地 所在 臺灣日日新報社 代表者 佐々木八十 印刷人 佐々木八十 印刷所 臺灣日日新報社印刷工場 電話 代表番号 一八〇〇番 編輯用 一八〇二番 一八〇四番 一八〇五番
定価 一部五銭・一ヶ月前金貳圓五十銭・三ヶ月前金七圓五十銭・半年前金拾四圓・一ヶ年前金貳拾八圓 但し臺灣内地及び滿洲國・日本國内各地方共料金前渡 廣告料 普通一行五拾銭 特別一行壹圓 同二行以上一行毎に壹圓五拾銭宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 二段抜 一行 壹圓 同二行以上一行毎に壹圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 三段抜 一行 壹圓五拾銭 同二行以上一行毎に貳圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 四段抜 一行 貳圓 同二行以上一行毎に貳圓五拾銭宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 五段抜 一行 貳圓五拾銭 同二行以上一行毎に三圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 六段抜 一行 三圓 同二行以上一行毎に三圓五拾銭宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 七段抜 一行 三圓五拾銭 同二行以上一行毎に四圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 八段抜 一行 四圓 同二行以上一行毎に四圓五拾銭宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙一段抜 一行 五圓 同二行以上一行毎に五圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙二段抜 一行 拾圓 同二行以上一行毎に拾圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙三段抜 一行 拾五圓 同二行以上一行毎に拾五圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙四段抜 一行 貳拾圓 同二行以上一行毎に貳拾圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙五段抜 一行 貳拾五圓 同二行以上一行毎に貳拾五圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙六段抜 一行 三拾圓 同二行以上一行毎に三拾圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙七段抜 一行 三拾五圓 同二行以上一行毎に三拾五圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙八段抜 一行 四拾圓 同二行以上一行毎に四拾圓宛増 廣告掲載 一〇〇号活字 全紙 一頁 貳百圓 半頁 壹百圓 四分一頁 五拾圓

日獨協定に壓され
支那政府は恐怖
親ソ派しきりに策動し
日支交渉の前途は全く暗澹

【南京廿六日發同盟】日獨防共協定成立に關し外交部は發言を避けてゐるが國民政府部内一般の見解は過般同盟說が傳へられてゐる折柄ではより聚下の國際的勢より見て當然の歸結であるとし、彼の其内容に滿洲國承認問題の含まれて居らぬ點に一部の安堵を覺えてゐる國民である。一方目下交渉中の日本との共同防共問題に對する態度は依然反對論強く最近頓に勢力增大せる漢奸抗戰親ソ派が絶對問題に乘じ猛烈なる反日策動を爲しこれが牽制に努めてゐるので目下の處其の成立を望む事は殆んど不可能の有樣で支那側では擧ろ今後日本の對支壓力は一層强化されるのではないかと日本に對する警戒心と恐怖心を一層深くしつつある狀態で日支交渉の前途は益々暗澹たるものがある

滿洲國では協定を祝福

【新京二十六日發同盟】國務總理は防共對策に關し次の如く談話を發表した、曾祢理は二十六日朝總理に日獨防共協定の成立に對し滿洲國として日獨兩國と共に衷心協定の內容を上奏したところ

日獨協定成立を祝賀する電報全文二十六日左の如く發表した、曾祢理は二十六日朝總理に日獨防共協定の成立に對し滿洲國として日獨兩國と共に衷心協定の內容を上奏したところ

獨逸宣傳相が新協定を放送

【ベルリン二十五日發同盟】ゲッベルス宣傳相は二十五日夜ラヂオを通じ反コミンテルン協定全文を朗讀しヒトラー總統に代り新協定の意義を說明した

政界各方面も好感
日獨防共協定に對し

保持上極め緊切なる方策でありとにより万古不易の國體を擁護し國家の安全を確保し東洋平和の基礎が築かれるものと信ずる今後日獨兩國は此協定に基き互に相協力し之が目的達成に當ると共に更に進んで他の列國とも協力コミンテルンの脅威に對する防衞協定は國內の安寧

近衛文麿公談

今回締結された日獨防共協定は單に兩國間のみならず世界平和のために大いに貢獻するものと信ずる

民政黨　櫻內總務談

共產黨が我が立國の本義と相容れざるものであることは言ふ迄もなく今回の日獨防共協定は適當なる處置と云ふべきである、併し言ふ迄もなく本協定の目的とする所は如何なる方面よりと雖も我が國に對し共產黨の勢力の侵入せんとするを防遏するが爲めであつてソ聯邦その他何なる特定國をも目標とするものでない

政友會　安藤幹事長談

日獨防共協定の締結に就ては我國の外交に二國の重大理由を意義附けたもの即ち第一は最近數年間の孤獨外交より脫却外交政治を行はんとする機運は斷じて許されない。この點は國民殆んどが本協定を歡迎するに至つた最大の原因であらう。第二は共產主義の思想とその政治的機構とは世界に於て最も急務すべきものである、故に我國は北支に對して防共協定を結ばんとしたドイツに對して之を締結したのである、唯之に因つてナチスの精神を干涉も國內に導入するやうなことがあつては之ほど大なる憂慮で、此點に就て我國には万全無比の國策があり我が國民の信念は確固として變ら

米國　ハル國務長官聲明

【ワシントン二十五日發同盟】ハル國務長官は二十五日午後三時半より新聞記者團と會見し日獨防共協定に關し聲明するものでない。

五

要にこの日獨協定が、我國の外交政策上極めて重大な意義を持つ點は、國際關係變遷後に於ける日本の極東政策が茲に一變化を來したことを起れである。恐らく本協定には、伊太利その他の第三國も加入を見るに至るであらうが、現に肯、防共といふスローガンの下に於て、帝國が國際協定に新しく乘り出した事は特筆大書すべきであり、此の結果は、滿洲國の承認問題等も部分的にもせよ開されるのではないかとも考へられる。尙ソ聯政府の如きも、本協定が特定國を目當てした積極同盟の如きものでは無いことを明かにした以上、從ふに積極的な挑發等に關ふるが如くなく日ソ漁業協定樣約の如き進んで批准すべきであらう。更には英國をも加入を見るに至るは支那であつて、コミンテルンの中國共產黨細胞により、其の醫部を探り、其の醫部に對しても多數の人命と多額の金とを費したる國民政府としては、寧ろ此際政然本協定に參加し、赤化の脅威を驅すべく國際協力による大旗幟を强くすべきであらう。要するに新日獨協定は、國際インターの破壞工作に對する共同防衞を目的としたものに過ぎず、國際間に猜疑心を挑發するが如きものでは無いことは明かである。吾等は、本協定の趣旨が今後益々に諒解さるる事を祈ると共に、協定第三國に定むる如く第三國への加入勸誘が、成功を見るに至らであらうことを望んで已まない。

日獨協定に壓され
支那政府は恐怖
親ソ派しきりに策動し
日支交渉の前途は全く暗澹

【南京廿六日發同盟】日獨防共協定成立に關し外交部は發言を避けてゐるが國民政府部内一般の見解は過般同盟說が傳へられてゐる折柄ではより聚下の國際的勢より見て當然の歸結であるとし、彼の其内容に滿洲國承認問題の含まれて居らぬ點に一部の安堵を覺えてゐる國民である。一方目下交渉中の日本との共同防共問題に對する態度は依然反對論強く最近頓に勢力增大せる漢奸抗戰親ソ派が絶對問題に乘じ猛烈なる反日策動を爲しこれが牽制に努めてゐるので目下の處其の成立を望む事は殆んど不可能の有樣で支那側では擧ろ今後日本の對支壓力は一層强化されるのではないかと日本に對する警戒心と恐怖心を一層深くしつつある狀態で日支交渉の前途は益々暗澹たるものがある

滿洲國では協定を祝福

【新京二十六日發同盟】國務總理は防共對策に關し次の如く談話を發表した、曾祢理は二十六日朝總理に日獨防共協定の成立に對し滿洲國として日獨兩國と共に衷心協定の內容を上奏したところ

日獨協定成立を祝賀する電報全文二十六日左の如く發表した、曾祢理は二十六日朝總理に日獨防共協定の成立に對し滿洲國として日獨兩國と共に衷心協定の內容を上奏したところ

獨逸宣傳相が新協定を放送

【ベルリン二十五日發同盟】ゲッベルス宣傳相は二十五日夜ラヂオを通じ反コミンテルン協定全文を朗讀しヒトラー總統に代り新協定の意義を說明した

政界各方面も好感
日獨防共協定に對し

保持上極め緊切なる方策でありとにより万古不易の國體を擁護し國家の安全を確保し東洋平和の基礎が築かれるものと信ずる今後日獨兩國は此協定に基き互に相協力し之が目的達成に當ると共に更に進んで他の列國とも協力コミンテルンの脅威に對する防衞協定は國內の安寧

近衛文麿公談

今回締結された日獨防共協定は單に兩國間のみならず世界平和のために大いに貢獻するものと信ずる

民政黨　櫻內總務談

共產黨が我が立國の本義と相容れざるものであることは言ふ迄もなく今回の日獨防共協定は適當なる處置と云ふべきである、併し言ふ迄もなく本協定の目的とする所は如何なる方面よりと雖も我が國に對し共產黨の勢力の侵入せんとするを防遏するが爲めであつてソ聯邦その他何なる特定國をも目標とするものでない

政友會　安藤幹事長談

日獨防共協定の締結に就ては我國の外交に二國の重大理由を意義附けたもの即ち第一は最近數年間の孤獨外交より脫却外交政治を行はんとする機運は斷じて許されない。この點は國民殆んどが本協定を歡迎するに至つた最大の原因であらう。第二は共產主義の思想とその政治的機構とは世界に於て最も急務すべきものである、故に我國は北支に對して防共協定を結ばんとしたのである、唯之に因つてナチスの精神を干涉も國內に導入するやうなことがあつては之ほど大なる憂慮で、此點に就て我國には万全無比の國策があり我が國民の信念は確固として變ら

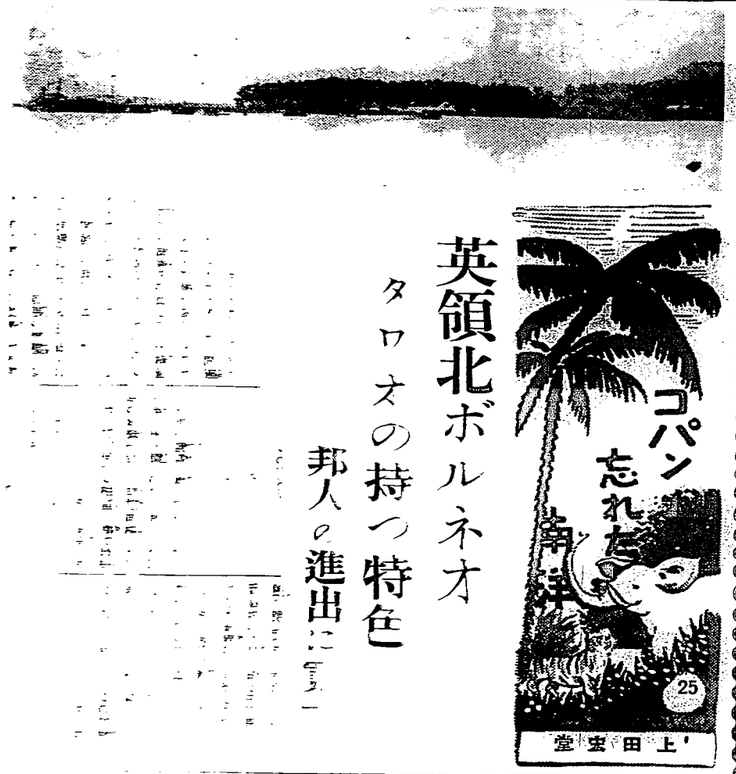

英領北ボルネオ
タワオの持つ特色
邦人の進出に

七万五千平方キロの面積に人口僅かに二十万で殖民に二万キロ四人足らずである

北ボルネオは英領で、その事實は英國と殖民地に關しての、百萬の殖民、僅かに殖民地を數百で、日本人出に對して、ここに殖民地に關しての、殖民地に關しての事實を數百で、殖民地に關しての、殖民地に關しての事實を數百で、殖民地に關しての、殖民地に關しての事實を數百で、

相續、取引所兩新稅率
廿五日・大藏省發表

【東京廿二日發】大藏省では從來の相續稅法中未施行部分を改正して來る廿五日から實施することゝなつたが、その改正の要點は次の如くである

取引所稅法中改正法

一、取引所證券稅に關する手數料收入金額の百分の二六・五に改む

二、取引所取引稅中證券を左の如く改む

第一種有價證券の賣買取引（甲）七日以内の期限をもつて現行取引されつゝある取引に關するもの　一万分の三

（乙）その他のもの　二万分の三・五

第二種證券及び賣買取引（甲）從來取引所において行はれた賣買取引に關するもの　一万分の二

（乙）その他のもの　一万分の三・五

相續稅率改正案

一、相續稅率は現行の稅率（從來）イ、相續人が被相續人の家族たる直系卑族なる時千分の六

ロ、相續人が被相續人の配偶者又は直系尊族なる時千分の四

ハ、相續人が被相續人の兄弟姉妹なる時千分の六

ニ、相續人が前三項に該當しない時千分の十

ホ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの　千分の六

ヘ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、イ乃至ホに該當しない時千分の十二

ト、代襲相續人が被相續人の直系尊族又は兄弟姉妹なる時千分の八

チ、代襲相續人が被相續人の直系卑族なる時千分の六

リ、前各項に該當しない時千分の十二

ヌ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、イ乃至ホに該當しない時千分の十八

ル、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヘ乃至リに該當しない時千分の二十四

ヲ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヌに該當しない時千分の三十

ワ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ル又はヲに該當しない時千分の三十六

カ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ワに該當しない時千分の四十二

ヨ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、カに該當しない時千分の四十八

タ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヨに該當しない時千分の五十四

レ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、タに該當しない時千分の六十

ソ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、レに該當しない時千分の六十六

ツ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ソに該當しない時千分の七十二

ネ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ツに該當しない時千分の七十八

ナ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ネに該當しない時千分の八十四

ラ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ナに該當しない時千分の九十

ム、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ラに該當しない時千分の九十六

ウ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ムに該當しない時千分の百二

ヰ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ウに該當しない時千分の百八

ノ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヰに該當しない時千分の百十四

オ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ノに該當しない時千分の百二十

ク、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、オに該當しない時千分の百二十六

ヤ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、クに該當しない時千分の百三十二

マ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヤに該當しない時千分の百三十八

ケ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、マに該當しない時千分の百四十四

フ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ケに該當しない時千分の百五十

コ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、フに該當しない時千分の百五十六

エ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、コに該當しない時千分の百六十二

テ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、エに該當しない時千分の百六十八

ア、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、テに該當しない時千分の百七十四

サ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、アに該當しない時千分の百八十

キ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、サに該當しない時千分の百八十六

ユ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、キに該當しない時千分の百九十二

メ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ユに該當しない時千分の百九十八

ミ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、メに該當しない時千分の二百四

シ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ミに該當しない時千分の二百十

ヱ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、シに該當しない時千分の二百十六

ヒ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヱに該當しない時千分の二百二十二

モ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヒに該當しない時千分の二百二十八

セ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、モに該當しない時千分の二百三十四

ス、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、セに該當しない時千分の二百四十

ン、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、スに該當しない時千分の二百四十六

ロ、相續人が被相續人の配偶者又は直系尊族なる時千分の二

ハ、相續人が被相續人の兄弟姉妹なる時千分の四

ニ、相續人が前三項に該當しない時千分の六

ホ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの、被相續人の家族たる直系尊族又は夫なる時千分の八

ヘ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、イ乃至ホに該當しない時千分の十二

ト、代襲相續人が被相續人の兄弟姉妹なる時千分の十二

チ、代襲相續人が被相續人の直系卑族なる時千分の十八

リ、前各項に該當しない時千分の二十四

ヌ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、イ乃至ホに該當しない時千分の三十

ル、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヘ乃至リに該當しない時千分の三十六

ヲ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヌに該當しない時千分の四十二

ワ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ルに該當しない時千分の四十八

カ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヲに該當しない時千分の五十四

ヨ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ワに該當しない時千分の六十

タ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、カに該當しない時千分の六十六

レ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヨに該當しない時千分の七十二

ソ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、タに該當しない時千分の七十八

ツ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、レに該當しない時千分の八十四

ネ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ソに該當しない時千分の九十

ナ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ツに該當しない時千分の九十六

ラ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ネに該當しない時千分の百二

ム、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ナに該當しない時千分の百八

ウ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ラに該當しない時千分の百十四

ヰ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ムに該當しない時千分の百二十

ノ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ウに該當しない時千分の百二十六

オ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヰに該當しない時千分の百三十二

ク、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ノに該當しない時千分の百三十八

ヤ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、オに該當しない時千分の百四十四

マ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、クに該當しない時千分の百五十

ケ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヤに該當しない時千分の百五十六

フ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、マに該當しない時千分の百六十二

コ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ケに該當しない時千分の百六十八

エ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、フに該當しない時千分の百七十四

テ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、コに該當しない時千分の百八十

ア、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、エに該當しない時千分の百八十六

サ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、テに該當しない時千分の百九十二

キ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、アに該當しない時千分の百九十八

ユ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、サに該當しない時千分の二百四

メ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、キに該當しない時千分の二百十

ミ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ユに該當しない時千分の二百十六

シ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、メに該當しない時千分の二百二十二

ヱ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ミに該當しない時千分の二百二十八

ヒ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、シに該當しない時千分の二百三十四

モ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヱに該當しない時千分の二百四十

セ、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、ヒに該當しない時千分の二百四十六

ス、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、モに該當しない時千分の二百五十二

ン、相續人が民法第九百八十五條の規定により選定せられたるもの中、セに該當しない時千分の二百六十

（二）相續人が前項に該當する者以外の者なる時千分の二十

（三）相續人が配偶者又は直系尊族なる時千分の一

（四）相續人がその他のものなる時千分の二十五（千分の一）

金額（超ゆる金額）

千円　千分の三五

五千円　千分の三五〇

一万円　千分の四〇〇

二万円　千分の四五〇

三万円　千分の五〇〇

四万円　千分の七〇〇

五万円　千分の九〇〇

七万円　千分の一一〇〇

十万円　千分の一三〇〇

十五万円　千分の一五〇〇

二十万円　千分の一七五〇

三十万円　千分の二〇〇〇

四十万円　千分の二三五〇

五十万円　千分の二七五〇

七十万円　千分の三一五〇

百万円　千分の三五〇〇

一千万円　千分の四〇五〇

五千万円　千分の四五〇〇

金額（超ゆる金額）

千円　千分の一七

五千円　千分の二四

一万円　千分の三一

二万円　千分の四〇

三万円　千分の五〇

四万円　千分の七〇

五万円　千分の九〇

七万円　千分の一一〇

十万円　千分の一三〇

十五万円　千分の一五〇

二十万円　千分の一七五

三十万円　千分の二〇〇

四十万円　千分の二三五

五十万円　千分の二七五

七十万円　千分の三一五

百万円　千分の三五〇

一千万円　千分の四〇五

五千万円　千分の五〇〇

金額（超ゆる金額）

千円　千分の二一

五千円　千分の二八

一万円　千分の三五

二万円　千分の四二

三万円　千分の五〇

四万円　千分の六〇

五万円　千分の七〇

七万円　千分の八四

十万円　千分の一〇〇

十五万円　千分の一二五

二十万円　千分の一五〇

三十万円　千分の一七五

四十万円　千分の二〇〇

五十万円　千分の二三五

七十万円　千分の二七五

百万円　千分の三一五

一千万円　千分の三五〇

五千万円　千分の四〇五〇

金額（超ゆる金額）

千円　千分の三五

五千円　千分の四〇

一万円　千分の四五

二万円　千分の五〇

三万円　千分の六〇

四万円　千分の七〇

五万円　千分の八〇

七万円　千分の一〇〇

十万円　千分の一二五

十五万円　千分の一五〇

二十万円　千分の一七五

三十万円　千分の二〇〇

四十万円　千分の二三五

五十万円　千分の二七五

七十万円　千分の三一五

百万円　千分の三五〇

一千万円　千分の四〇五〇

五千万円　千分の五〇〇〇

消費稅改正に對し
糖取の受渡に便法
廿二號未滿糖を供用し得とし
不通過の場合稅は賣方負擔

【東京廿五日發本社特電】東京砂糖取引所では二十五日午後一時より理事會並びに評議員會を開き、砂糖消費稅引上げに依り取次の如き便法を經て取引所に近く認可を求めた上實施することとなつたので、これに對處して受渡し方法について種々協議した結果

一、現行の業務規定中取次を規定する條項がない為新たに取次は消費稅法第二種（改正法が通過した場合は第一種）に適用するものと加へること

二、和關標本白相第十八號以上第二十二號未滿に該當する含蜜率の粗糖を、昭和十二年四月限より取引に上げる場合は、一回に限り一万俵を一單位として受渡しすること

三、前記の場合十八號未滿と十八號以上の取次の格差は無差とすること

四、消費稅改正案不通過の場合は前記の分離取次を受渡しに供用する時は消費稅の差額は買方の負担とすること

五、瓜糖については現行のまま據置くこと

新竹州二期米
標準米査定會
二十五日終了

【新竹電話】米穀檢査所新竹支所では本年二期作の檢査に關し審査等級の標準を定める為め、廿五日午前十時より同支所事務所に於て査定會を開催、總督府農事試驗場技師、元山米穀檢査所技師、前田民雄支所長、新竹農事試驗場長其他移出同業組合關係者、一市八郡關係者十五名出席米穀檢査員等十七名列席、檢査米及び移出米に關し研究をなし、終つて各檢査所から出の二期作檢査米につき審査した結果、桃園中壢新竹の二郡一市は何れも一、二、三等米を出す事となつた、從來概下に於ける蓬萊米は二等米多く業者は認明をあげてゐたが本年は一、二等米も多く移出の見込で業者は何れも喜んでゐる

臺灣合電總會
重役二名重任

合同合同通信會社は二十五日午前十一時半桃園の同社で第二回定時總會を開催、風間社長之を座に選ぎ五月より十月に至る半期の營業報告あり、既報の利益分配案（年六分配當）を可決し取締役任期八左衛門氏、臨時役新見榮二氏任期滿了改選の結果何れも重任に決定、正午散會した

日獨防共協定で
株式市場は氣迷ひ
新東は買方利喰に伸惱む

【東京廿二日發】長期、日獨防共協定の成立に一面ソ關係に不安を買し取引參加業者は大體慎重であつたので保證人を設し得ず約數人參加を見たに過ぎず、參加人中に買參加中し新興、倉敷帝人等二四日方反發、日清紡、富士紡二四三、六十錢高、砂糖、東洋紡績、鐘紡、大日本紡、日曹、日窒、日產、日鐵、三菱重、北海道、日石、三菱鑛業の三三、三四錢高、日產農林、三菱倉庫、三二、三四錢高、新日鐵、日本郵船、東京海上、三菱電機、新三菱重工、住友金屬、日本電氣、日立製作所、芝浦製作所、東芝電氣、沖電氣、富士電機、日本製鋼所、日本鋼管、三二、三四錢安に引けた、短期、日獨協定取引稅率の變更で新東は却つて買方の利喰急ぎから四十二、三四錢と一円左右に放れ、安値二円一銭迄あつたが買參加業者と西部買に後調四十二、三四二十錢と引けた、新興、日新紡高と日發の一円八十錢放れたのが目立され大體底堅く終つた

取引所稅の
改正內容
長期よりも短期に重點
株式に高く商品に安く

【東京二十二日發】日獨防共協定の成立に依つて國際關係は緊迫の度を加へ、從つて軍需品關係の會社は益々活況を呈するものと豫想されるが、大體株式會社の場合は短期取引を主體とし取引所稅法に於ても短期取引に對して大巾に引上げることゝ、長期取引方法は株式に比べ商品は比較的低くなつてゐることに鑑み地方實取引に適當な方法を講ずることの三方針に基いて改正が行はれた、取引所證券稅では現行百分の一六・五となつた、取引所取引稅において第一種の地方實取引稅は證券取引の約一割に當り、從つて改正後も從來通りの稅率であるが、第二種の有價證券取引では甲乙兩方實取引を十割引下げ、又取引稅は總額一万分の一・二五增收の見込である

有價證券
大幅引上
全國取引所で反對

臺銀券の膨脹
遂に七千萬圓
昨年末に比べ九百萬圓
歲末に八千五百萬圓臺

改正の程度は
大體に於て妥當
影響は極めて輕い

台灣合同通信會社調

【大阪二十六日發】發表された取引稅は長期四割增に比し短期十割の增徵となり大阪市場の總買賣高の約八割を占めてゐる短期への壓迫が今後相當の影響あるものと見られ關係する大阪證券業者は何れも程度であり發表後の一部上げに過ぎぬは取引所の業務に對する影響と見られ東京の業務に對する影響と見られ東京の業務に對する影響と見られ東京